美祢市立美東病院 面会規程

第１条（目的）

本規程は、美祢市立美東病院（以下「当院」という）における入院患者の療養環境の確保および感染対策の徹底を図るとともに、適切な面会体制を整備することを目的とする。

入院中の患者とその家族等との面会は、患者の尊厳の保持および療養生活の質の向上に資するのみならず、円滑な退院支援を行う上でも重要であることを踏まえ、本規程に則り適切に運用するものとする。

第２条（基本方針）

当院における面会の基本方針は以下のとおりとする。

(1) 患者の安静および治療を最優先とする。

(2) 院内感染防止対策を徹底し、安全な療養環境を維持する。

(3) 患者および家族の心理的支援にも十分配慮し、可能な限り面会の機会を確保するよう努める。

第３条（面会受付時間）

面会受付時間は、以下のとおり定める。

(1) 全日（祝日・大型連休等を含む月曜～日曜）

受付時間：14時00分～15時30分

予約：事前予約は不要。受付時間内に直接来院し、面会受付を行うこと。

第４条（面会人数・時間・回数の制限）

感染対策および他患者の面会機会を確保するため、以下の制限を設ける。

人数制限：1回の面会につき、2名までとする。面会者は原則として中学生以上の親族に限る。

時間制限：1回あたり30分以内を原則とする。

回数制限：回数制限は行わない。

第５条（面会をお断りする場合）

以下のいずれかに該当する場合は、院内感染防止および安全確保の観点から面会を固くお断りする。

(1) 体温が37.5℃以上ある場合

(2) 発熱、風邪の症状（喉の痛み、くしゃみ、鼻水、倦怠感等）がある場合
(3) 10日以内に新型コロナウイルス等の感染症に罹患した場合
(4) 同居家族に体調不良または風邪などの症状がある場合
(5) 職場や学校等で新型コロナウイルスやインフルエンザウイルス等の感染症患者と接触した場合
(6) 当院の規則、および面会時のルールを遵守できない場合
(7) その他、医師または看護師等が面会を不適当と判断した場合

第６条（感染対策の徹底）

面会者は、院内において以下の感染対策を厳守しなければならない。
(1) 入館時および面会前後の手指消毒の徹底
(2) 院内滞在中の常時マスクの着用
(3) 感染拡大時や入院患者の体調不良時、院内の感染症発生時などは、予告なく面会制限または面会禁止の措置をとる場合があることを了承すること。

第７条（遵守事項）

面会者は以下の事項を厳守すること。
(1) 病院職員（医師、看護師等）の指示に必ず従うこと。
(2) 大声での会話、病室内での飲食、移動中の不要な行動・発話、他の患者の迷惑となる行為を控えること。
(3) 食品等の持ち込み品は職員に申告すること

第８条（例外的面会の取り扱い）

以下の場合においては、患者の状態や必要性を踏まえ、通常の面会制限（人数・時間・回数等）を緩和し、柔軟に対応することができる。
(1) 看取り期（終末期・ターミナル等）および重症・急変時
主治医の許可がある場合は、原則として制限を緩和する。ただし、同時入室人数が規定を超える場合は、交代で入室するなど現場の指示に従うこと。
(2) 縁の深い関係者の面会
原則親族のみとしているが、事情により縁の深い関係者の面会が必要な場合は、事前に病棟へ相談の上、許可を得ること。
(3) 付き添いや介助が必要な患者
認知症、せん妄、意思疎通困難など身体的・精神的に介助を要する患者については、必

要に応じて付き添いや面会を個別調整する。

この規程に定めるもののほか、必要な事項は、院長の判断によって定める。

附　則

この規程は、令和8年4月27日から施行する。

附　則

この規程は、令和8年10月1日から施行する。

なお、本規程の内容は、地域の感染状況や院内体制の変更に伴い、事前の予告なく随時見直しを行うものとする。